

懲戒制度の比較

外国法事務弁護士

弁護士法人

懲戒権

●日弁連

●所属弁護士会(第1次的)
●日弁連(補充的)

事由

●外弁法、所属弁護士会、日弁連の各会則中外国法事務弁護士に関する規定に違反したとき
●所属弁護士会、日弁連の秩序、信用を害したとき
●職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったとき

●弁護士法、所属弁護士会、日弁連の各会則に違反したとき
●所属弁護士会の秩序、信用を害したとき
●職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったとき

内容

●戒告
●2年以内の業務停止
●退会命令
●除名

	弁護士会 (主たる 事務所)	弁護士会 (従たる 事務所)※	日本 弁護士 連合会
戒告	○	○	○
2年以内の業務停止			
法人	○	×	○
主たる事務所	○	×	○
従たる事務所	○	○	○
退会命令	×	○	×
除名	○	×	○

※懲戒事由は、従たる法律事務所に係るものに限定。

請求者・手続

